

第5次基本計画策定専門調査会 書面審議

一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと
代表理事 小山内世喜子

席上配布1について

第5次男女共同参画基本計画の特色についてみると、旧10分野の教育・メディア等を通じた意識変革、理解促進の分野の内容が重要になると思われる。意識変革に結びつけるには総花的な広報ではなく、ターゲットを絞った広報の仕方が成果につながると考えられる（特に若者は）。国民一人一人にジェンダーバイアスが存在することを伝え、メディア・リテラシーの重要性を問うことも必要である。

一方、メディアの分野で忘れてはならないのがインターネットからの情報発信である。YouTubeや企業による動画配信、SNSなど自由かつ手軽な情報発信ができるようになってきているが、その中でどのような男性像、女性像が描かれているか研究していくことも必要である。特に、SNSによる情報発信は可能性の広がりもある一方、声を上げる女性へのバッシングが横行しており、危険性もはらんでいる。

また、ジェンダー統計については触れられていないが、男女共同参画の取組について一段と加速するため、意識変革を目指すのであれば重要な取組だと思う。総務省統計局は日本の長期統計系列のジェンダー統計を2012年まで行った。国立女性教育会館は男女共同参画統計データブックの刊行を2015年で中止している。このデータブックは数値化することで客観的に現状を伝えることができ、地域で男女共同参画社会の必要性を伝える際に非常に有効な資料であった。第5次男女共同参画計画には、ジェンダー統計策定推進を入れるべきである。

次に第5次の二つの両輪のひとつ、「男女共同参画の実現に向けた取組を一段と加速すること」について、加速するための具体的かつわかりやすい政策の提示が必要だと思われる。特に、若者世代へのアプローチをしていく中で、(旧10分野)だけに限らず、若者世代が自分事として捉えることができる言葉を盛り込むことが必要である。

二つ目の「第5次基本計画では、従来型の働き方のみにとどまらず～」とあり、「男女がともに仕事以外の多様な活動に参画できる社会を目指すべきことを打ち出す」とあるが、「ライフシフト」などについて取り上げ、男女問わず人生100年時代における自分の生き方について問うようなキャンペーンなどの実施で実効性につなげる必要があると思う。イメージキャンペーンではなく「なぜ、必要なのか」が伝わる、受け取った人たちの主体性につながる広報戦略が必要である。

席上配布2について

第4次における「男性中心型労働慣行等の変革」を第5次では「働き方のみにとどまら

ず」ということであるが、国が取組んだ『働き方改革』は大企業等においては成果が出ていると感じる。しかし、それがそのまま男性の家事育児参画や自己研鑽につながっているかというとまだまだ課題はあると思われる。地方においては『働き方改革』そのものがまだ根付いていない企業も多く、「男性中心型労働慣行等の変革」は必要不可欠といえる。

『地域の実情』に沿ったという部分でしっかりと地域の施策に盛り込まれるよう第5次には明記していただきたい。

また、国の男女共同参画基本計画は都道府県における男女共同参画基本計画（プラン）の改定において参考（踏襲）とされる。その際に、地域の実情をジェンダー視点で分析したプランづくりをし、施策につなげることを促していただきたい。

次にいただいた検討状況の資料についての意見や疑問について述べたい。

資料1 「基本構想ワーキンググループ」

「基本的な方針」で「数値目標が一人歩きすると、登用にひずみが生じるのではないか。」という意見であるが、これは多くの経営者の率直な意見だと思う。要するに、ジェンダー意識やアンコンシャスバイアス等により人材育成に男女格差があることや固定的役割分担意識によりケア役割等で女性に二重負担がかかっていること、グローバル化の中でどのような経営・人材が必要とされているかを丁寧に経営者（特に中小企業）に伝えていく必要がある。これまでの取組では優良企業の表彰等で啓発を図ってきたかと思うが、それだけではなく、もっと実効性のある、理解につながる方策が必要とされる。

『男性の家事育児への参画』については二極化していると感じる。固定的な性別役割分担意識の払拭はもちろんであるが、男女問わず「できないこと、苦手なこと、したことがないことはしたくない」わけで、だからこそ、小さいときからの教育（学校、家庭ともに）が重要なのである。と、ともに女性自身が経済力をつけることで男性の家事育児参画は高まると思う。意識改革と男女間の賃金格差の是正は両輪で取組まなくては成果につながらない。

資料2 「人材・意識ワーキンググループ」

「近年、男性と女性の差を認識・対応する動きがあり、性差の違いを研究する動きがある」とあるが、性差医療と同様、これはあくまでも身体的性差によるものではないだろうか。身体的性差と社会的性差の違い、特に社会的性差（ジェンダー）についての基本的な理解を再度深めていくことで意識の変容につながるのではないか。

資料3 「地域ワーキンググループ」

「地域女性活躍推進交付金」について意見が述べられているが、同意見である。しかも、『地域の実情』に応じた活用ができるよう柔軟性のある交付金にしていただきたい。また、この交付金でどのような取組をしたかというモデルケースの紹介にとどまらず、重要なことは、交付金事業終了後、各自治体等でどのような形で継続し、成果につながっているかを紹介していくことではじめてモデルケースとして実効性につながるのではないだ

ろうか。

地域活動関係においては、意識改革が最も必要とされる分野であるが町内会や自主防災組織、既存の男性主体の団体などには自治体から女性参画の必要性を示すことが必要である。学んだ女性たちが地域活動で活躍したいと思っても、ジェンダー意識という大きな壁が立ちはだかる。女性たちが力を発揮できる小さな場（経験）の積み重ねと女性リーダーがいることによる団体活動の充実感を男性リーダーに体感していただくことで少しずつ地域に変化が生じてくると実感している。

以上

2020年4月14日

第5次基本計画策定専門調査会への意見

小西聖子

特に女性に対する暴力に関する計画について意見を述べます。セクションIIに第5分野として女性に対するあらゆる暴力の根絶がありますが、ワーキンググループのまとめでは健康の分野、また暴力についてはDVが主にとりあげられています。ここに性犯罪、性暴力被害と刑法改正の問題、さらに被害者の支援の問題も5か年計画の中に取り上げてください。性犯罪、性暴力については、専門調査会の中でも話し合われていますが、基本計画策定に際し、もう一度申し上げておきたいと思います。

第4次基本計画の5年間で、誰にも見える大きな問題となったのが性的虐待を含む性犯罪、性暴力被害です。これらの被害が、統計に見える数よりも、非常に多くあり、被害者の一生を変えてしまうほどの影響があるのに、長年ごく少数の人の中でしか被害の実像は共有されてきませんでした。しかし、この5年間で、特に平成27年の刑法改正以降の3年間で大きく社会状況は変化し、当事者の声が社会に届けられるようになっていきます。男性の被害も統計上も明確に表れるようになっていきます。

法務省は3月末に性犯罪をめぐる刑法の見直しについて議論する検討会を設置しました。これから議論が始まりますが、この議論とその結果が、今後の女性に対する暴力に関する施策に大きな影響を持たずすることは間違いありません。被害を受けた人がいるのに、そのことがないものとして扱われたり、被害者が責められたりすることは、大変不当なことであることを今一度考える必要があります。

今年度の重点課題として性暴力は取り上げられていますが、これはもちろん一年で終わるものではありません。この5年間は性犯罪、性暴力被害に関して、クリティカルな期間になると思われます。法的問題も、健康の問題も、社会的な回復の問題も注視していくことが必要です。

策定方針に示されている「支援を必要とする女性が誰一人取り残されないようにする」ことのためには、まず性犯罪性暴力の被害に関して、社会、特に司法の専門家がその実情を正確に知り、被害者が、自分の被害について二次被害を受けずに安心して司法制度を使うことができ、速やかに回復できるようにすることが必要です。さらにその中でも若年層の被害者、障害のある被害者などより訴えることの困難な人たちの支援も必要です。

また回復の支援のためには、直後からの生活の支援、急性期中長期にはPTSDの治療等も大きな役割を果たします。多くの人々がエビデンスに基づいた治療を受けられれば回復するのに、医療制度上普及が困難であることは、治療を実践する者として大変残念です。経済学的にも虐待、DV、性暴力などの被害者のPTSD治療が適切にできれば、医療費を含め

た社会のコストが減ると言われています。

最後に新型コロナウイルス感染に関して、DV や虐待の増加が懸念されていますが、これらは、今回の感染に特有なのではなく、大きな災害や衝撃が社会に降りかかった時には常に起きてくるものです。大きなストレスがかかると、家族も危機を迎えます。それを防止するためには、災害時の支援に際して、家庭の中の暴力が増えることを常に視点に入れておく必要があります。今回の感染対策に関しても、緊急事態宣言から一か月たったころから問題が大きくなると予想されます。皆が疲れてくるからです。そして長期間その影響が続くと考えられます。ぜひそのことを考慮してほしいと思います。

第4回計画策定専門調査会 202004 への意見

令和2年4月14日

委員 種部恭子

○「男女共同参画の実現に向けた取り組みを一段と加速すること」と「支援を必要とする女性が誰一人取り残されないようにすること」を両輪で進めることについて

政治に女性が参画することで大きな政策転換が起こり、「支援を必要とする女性を取り残さない」施策が実効性をもって大きく前進することは、地方議員として身をもって体験しました。

両輪として進めることの1つの意義であると思われますので、この柱の形に賛成です。

COVID-19 への対応を通じて、世界で活躍する女性の政治家のリーダーシップと生活に根差した政策が目にとまりました。女性のリーダーシップはリスクコントロールに優れていることの実例を整理し、政策決定の場に女性が参画する事の意味を、国民や政党などに見える化する政策もご検討下さい。

またその中で、女性が政治に参加する際の物理的・心理的ハザードを具体的に抽出し、解決を図ることを盛り込んでいただくことを検討していただきたいです。

具体的には、地域代表の位置づけが大きい地方議員選挙および小選挙区制の弊害、議員専業ではなく仕事や家庭生活との兼業により議員の資質向上を求める姿勢を前面に出すことによる多様性の推進(選挙運動や政治活動のための休業取得の規定を設けることを含む)、選挙のあり方の見直し(選挙期間、選挙の方法(街宣車やポスターなどは、聴覚・視覚障がいの人への参加を阻む)、若い世代が参加しやすい投票のあり方など)、公職選挙法の見直し(議員の育児休業の際の議員報酬カットが違反に当たる)などの検討が必要と考えます。

○「従来型の働き方のみにとどまらず、暮らし方や生活も含めた変革を通じて、男女が共に仕事以外の多様な活動に参画できる社会を目指す」を柱とすることについて

計画が策定される頃には、COVID-19により働き方は大きくリセットされていると思われます。製造現場や医療のように在宅が困難な業種を除きテレワークが当たり前になっていると思われ、会議がWeb上で行われることにより、短時間集中型のコミュニケーションに長けた人材がプレゼンスを増すようになっていると思います。従来型の長時間労働や飲み会などのインフォーマルな意思決定は減り、女性が活躍するための基盤は自ずとできていると思われます。

このことより、従来型の働き方に戻さない、労働生産性を上げる、フェアで効率的な意思決定ができるようにする、仕事以外の多様な活動をキャリアとして評価するなど、これまで以上に男女共同参画の視点で描く社会を実現するチャンスと捉えています。

この柱に賛同いたしますとともに、机上の空論に終わらせない最大のチャンスと思われますの

で、多様性のある成熟社会を大胆に描く、具体的な目標の設定を望みます。

人生 100 年時代は、定年を見据えた人生ではなく、100 年をどう使うかという働き方を指す時代であり、たとえば子育て等の家庭役割とは関係なく 10~20 年一区切りで仕事を変えていくなど、自分自身も多様性を身につけ仕事を楽しむ、という選択肢が出てきたということだと認識しております。WG の検討状況にも示されていますが、従来、女性が腰かけ的に非正規や短期などの形で低賃金の人事の安全弁として扱われてきましたが、男性も人生 100 年時代の働き方が当たり前になるようにすると同時に、女性との格差を埋めていくことも期待できると思います。この場合、雇用や生活の安定感を持てるかどうかのポイントであり、セイフティーネットにおいて女性が損をしないような仕組みをセットで盛り込むことをご検討下さい。(たとえば児童手当が「世帯主」に給付される、マスク 2 枚が「世帯」ごとに給付される、など)

○地域における意識・取り組みの浸透と若者世代へのアプローチ(意識づけ等の施策)について

女性の政治家が増えない理由の一つが、「地域 WG の検討状況」にあげられている「地域活動関係」にあげられている問題だと考えます。自ら政治分野に参入してみて分かったことですが、選挙は地域活動と密接に関係しており、パターンリズムが強い自治会活動に阻まれ、女性が地域の代表として政治を志すことを止めていると感じています。

全国区比例代表は職域でのボードメンバーに女性が参入できない「ガラスの天井」が影響しますが、地方議会、とくに市町村議会において政治分野に女性算入しにくい原因は、地域活動の中心が女性でないことと関連すると思います。自治会活動への女性参画を進める「取り組みやすいアイデア」を打ち出していくことは、女性の政治家を増やすための最初の一步であると考えます。

地方公務員の男女比率については見える化されましたが、地方行政組織内で、配置部局にアンコンシャスバイアスが強く見られ、それが新規採用者の配属や子育て中の女性の配属に表れることで、女性、とくに理系女性の職業選択に躊躇をもたらしていると思われます。(富山県庁で各部署の男女比を調べたところ、女性比率が 10%未満の部署(土木や農林水産などの部局、長時間労働が慣行となっている危機管理や財務に関連する部局など)と 50%以上の部局(子育て支援や福祉、環境関係の部局など)が固定化されていました。)学校でいくらバイアスのない教育を行い、科学技術・学術において男女共同参画を進め、これまで男性優位だった専門性領域で女性人材を育成しても、職業選択後にその専門性を活用せず「女性向けの仕事」に割り当てられてしまう、という悪しき例だと思えます。アンコンシャスバイアスが職域の中にあると、ロールモデルが育たない、ということです。

教育や若者世代へのアプローチにおいて、アンコンシャスバイアスについて何か目標を定めて行かれるとは思いますが、教育を通じた意識改革と職域での課題解決をセットで進めることをご

検討下さい。(女子医学生と女性医師に関する部分に限定した記述がされていますが、それ以外の分野でも共通したことが言えるのではないかと思います。

○第5次計画の構成について

ご提案の項目の移動、良いと思います。(特に防災復興)

また暴力、とくにDVについては、貧困や障害等の困難と強い関連があることを考慮していただきありがとうございます。分野は分けなければあまりに広くなると考えられますので第5と第6にせざるを得ないですが、DV家庭からの自立後の貧困や精神疾患など、暴力と強く関連する問題については、セットであることを強調できないか、知恵を絞りたいと思います。

第5次基本計画策定専門調査会（第4回 4/14 開催）書面審議

令和2年4月14日

辻村みよ子

意見

1) 卓上配布資料1について

旧第2・第3分野で扱った2つの目標（I 男女共同参画の取組加速、およびII 女性の支援と安全確保）を両輪として進めることについて賛成します。その場合、Iの局面では、旧第2分野（新第1分野：政策・方針決定過程への女性の参画拡大）の問題点を的確かつ体系的に示すことが重要と考えます。資料では、「改正女活法の着実な施行、ポスト202030など」が例示されていますが、今後の女性の参画の課題として、政治分野と経済分野の論点を明確にし、第4次基本計画下での成果と反省を踏まえて問題提起することが必要となります。

私見では、第1次男女共同参画基本計画（2000年）以降の男女共同参画政策の進展を拒んできたのは、男性中心型の政治であり、広く言えば、「女性のいない偏った民主主義」の実態、あるいは「民主主義の遅れ」であると考えます。また、それを支えてきたのが、強固な性別役割分業構造であり、企業社会全体の性別役割分担意識と役割分業構造、男性中心型雇用のあり方です。これに対して、ワークライフバランスの推進や働き方改革がすすめられていますが、これは第5次計画下の課題でもあります。（GGI 2020で、世界ワースト10に入った政治分野と、前年度より評価が下がった経済分野を重視することが重要な課題となります）。

すなわち、第5次基本計画のもとでは、①政治改革のための「政治分野の男女共同参画推進法」と、②経済社会改革のための「改正女性活躍推進法」を有効適切に執行するための取組が必要であることを、明示的・構造的・論理的に示すことが必要と考えます。

そこで、現資料1では明示されていませんが、とくに、①の「政治分野の男女共同参画推進法」および、そのためのポジティブ・アクションの必要性等を重視して頂きますよう、お願いいたします。その詳細は、基本構想WGの報告で示したところですのでご覧いただければ幸いです。

2) 卓上配布資料2について

第4次男女共同参画基本計画と第5次案の最大の差異は、前者の目玉であった旧第1分野の「男性中心型労働慣行等の変革と女性緒活躍」の項目がなくなったことだと思われます。この項目で、「女性の活躍」が明示され、第2部Iの

タイトルが「あらゆる分野における女性の活躍」とされました。「女性の活躍」の課題は、女性の活躍推進法・同改正法によってさらに推進され、毎年の重点方針でも、「女性の活躍」が課題とされてきました。

しかし、卓上配布資料2の第5次計画案では、第2部1のタイトルにこの「女性の活躍」の語が用いられている反面、第1分野以下では、全く用いられてないことが気になります。このような状況では、構成自体に違和感が残りますため、もし、原案を維持して「女性の活躍」の語をタイトルに残す場合には、本文や骨子の中で、その趣旨を明確にすべきと考えます。

また、旧第1分野の内容を扱う第2分野（雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和）についても、現状では、「骨子案」および基本構想WGの検討状況の中で殆ど「女性の活躍」や同「推進法」のことが論じられていないようですので、第2部1のタイトルとの齟齬が感じられます。

私見では、性別による差別をなくし男女が(性別によらずに)個性に基いて能力を発揮する「男女共同参画」の観念と、「女性の活躍」という観念は必ずしも親和的ではないと考えられ、後者が前者の実現のための手段(およびそのための積極的改善措置=ポジティブ・アクション)であるという位置づけになるものと考えられます。そこで、その旨を解説の中でしっかりと説明できない場合には、思い切って、第2部1のタイトルを「あらゆる分野における女性の参画推進」のように変更するほうがよいのではないかと考えますので、ご検討をお願いいたします。

以上

第5次基本計画策定専門調査会（第4回）

議事内容についての意見等

令和2年4月14日

納米恵美子

I 各ワーキンググループにおける検討についての意見等

1 基本構想ワーキンググループにおける検討について

➤ 基本的な方針

- ・「男女共同参画社会実現に向けたこれまでの取組を加速させる視点が重要である。」との意見に全面的に賛成する。そのためには、男女共同参画社会の実現にいたっていない現状、GGIが121位である現状、202030が未達である現状に目を向け、その原因をしっかりと分析すべき。
- ・特に、男女共同参画社会基本法4条に記されている通り、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮」がなされているか、すべての政策分野について検証が必要。
- ・『『持続可能性』は重要なキーワード』という指摘はどのような文脈、意味においてか？
- ・「数値目標が一人歩きすると、登用にひずみが生じるのではないか。」とはどのような意味か？

➤ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・「202030」に関して本年は2020年だが、2003年にはすでに目標設定されていた「202030」が達成されていない。その原因と対策の徹底的な検証を出発点としなければ、「ポスト202030」は掛け声倒れになるのではないか。
- ・指導的地位に立つ女性を輩出していくために、女子中学生・高校生・大学生を対象とするリーダーシップ開発プログラムの実施など、若い世代への働きかけを行ってはどうか。

➤ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ・安全・安心WGでは、「女性の貧困全体は雇用の問題と密接に関連する」という指摘が出ている。「女性が経済的に自立・安定できる産業社会の構築が課題」であるとする池田構成員の指摘に全面的に同意する。ひとり親、特にシングルマザーの貧困は、女性が経済的に自立・安定できない社会の問題が集約してあらわれているといえる。賃金の男女差は、年金額の男女差に直結し、高齢女性の貧困問題にもつながる。
- ・男女の経済格差の一因として、男性に比べ女性のほうが非正規雇用で働く割合が高く、正社員と非正規雇用労働者の格差があることが指摘されている。本年4月より施行されたパートタイム・有期雇用労働法が格差是正にどのように作用するかを

見極め、非正規雇用労働者の処遇改善をさらに推進すべきである。

・女性は正社員として働く割合が低いというのに、平成30年度雇用均等基本調査によれば、男性の正社員・正職員に占める総合職の割合は51.5%であるのに対して、女性は33.8%に留まっている。採用時の職種別の男女別の競争倍率や採用者割合などを女性活躍推進法の必須情報公開項目するといった方法で、職業生活における男女間の格差是正を行うことが考えられるのではないか。

・長時間労働など、これまで当然視されてきた男性中心型労働慣行は、働く男女の健康という観点からも大きな問題である。安全・安心WGでは、長時間労働が一因となった切迫流産など女性のリプロダクティブ・ヘルスへの影響や、男性のメンタルヘルス上の課題などが議論された。だれにとっても人間らしい生活との両立が可能な働き方にしていかななくてはならない。

➤ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

・第3号被保険者や所得税の配偶者控除など、女性の就業調整につながりかねない制度の撤廃に踏み込んでほしい。

・女性に多い短時間勤務または短期間勤務の場合は、健康診断の受診機会に限られるといった課題がある。法定健診のあり方を見直すなど、働く男女の健康を等しく守る制度にしてほしい。

・日本のひとり親家庭の相対的貧困率は先進国の中で最悪の状況にある。海外のひとり親に比べて就労率が高いにも関わらず年間の就労収入は低い。ひとり親世帯に対しては、就労支援によって生活を安定させようとする政策がとられてきたが、その効果については検証が必要。連帯保証人がいなければ福祉資金の貸付を受けられないなど、支援制度の利用条件も見直してほしい。

2 人材・意識ワーキンググループにおける検討について

➤ 教育を通じた意識改革、理解の促進

・ジェンダーについて隠れたカリキュラムの問題性が指摘されて久しいが、今なお学校現場には無意識・無頓着に行われていると思われる必要性が疑われる男女の別扱いが見られる。例えば、ランドセルの色はカラフルになって選択肢が増えているが、通学帽の色分け、男の子にはキャップ、女の子にはハットといった形の違がある場合がある。こうした男女別扱いに意味があるのか？

➤ 他のWGに関連する事項

・「第4次基本計画までは、女性についてのみライフステージ毎の疾患について取り上げている。性差という視点をを用いた男女ともへの健康支援への提言が必要ではないか」という指摘について

⇒男性についてもライフステージ毎の疾患について取り上げるべきという意味か？

男女ともにライフステージ毎の健康課題とそれらへの支援について取り上げると

いうことであれば、健康増進法などの枠組みで行う事柄ではないか？ 「性差という視点」から男性の健康支援についての提言を盛り込むとは、たとえば、喫煙、飲酒、長時間労働による心身への負担、自殺率の高さなどを取り上げるとの意味か？
・「医療の高度化・複雑化や医療安全に対する意識の高まりに伴って患者の要求レベルも上がり、医療従事者の体制維持が困難になっている」という指摘について
⇒この指摘はジェンダーとどのように関連があるのか？

3 地域ワーキンググループにおける検討について

➤ 地域活動関係

・自治会町内会のリーダーとして女性が参画することを議論する以前の問題として、自治会町内会の活動のあり方を見直したほうがよいのではないか？ 会長、副会長は平日、役所が開いている時間に行われる会議に出る必要があるなど、男女を問わず、雇用されて働いている人には無理が多い。自治会町内会の担い手として女性に期待がかけられているが、平日昼間に動けるとするのがその理由である場合もあり、女性活躍と矛盾する面をはらむ。活動内容による性別の固定化も問題。消費生活推進員は女性が引き受ける場合が多いなど。

➤ 男女共同参画の視点からの防災・復興体制の確立

・過去の大規模災害時の状況とそれへの対応から得られた男女共同参画の視点からの知見を、自然災害に限定せず、今回の新型コロナウイルス感染症拡大のような場合も含む危機的状況時の対応として活かしてほしい。

・危機的状況時の支援金等の対象は、世帯ではなく個人にしてほしい。世帯主の圧倒的多数は男性であり、支援金が世帯内で公平に分配されとは限らない。また、世帯単位の給付は、DVの加害者からの追跡を避けるために住民票を移していない女性など、支援へのアクセスが制限される事態を生んでしまう。

➤ 推進体制の整備・強化 地方公共団体や民間団体等における取組の強化

・現場の情報と政策立案をつなぐために、民間団体にある支援対象者の情報を見える化する実態調査が重要。調査や政策の専門家と民間団体が一緒に進めるべき。

・民間団体と公的機関との役割分担を再確認すべき。民間団体は柔軟な対応が可能だが、公務災害補償などによって守られる公務員とは違って、リスクの高い活動に従事しても、もしもの場合の補償がない。災害時の活動やDV被害者支援などにおいて、生命身体のリスクを伴う業務は公的な責任においてなされるべき。

・民間団体の活動基盤を安定させるために、寄附や企業のCSR活動等とのマッチングなど、民間資金を民間団体の活動に還流させる仕組みが必要。

・民間団体が公的資金に直接アクセスできる枠を拡げてほしい。

II 第5次男女共同参画基本計画の特色・構成についての意見等

- 男女共同参画の実現に向けた取り組みを一段と加速することと、支援を必要とする女性が誰一人取り残されないようにすることの2つを両輪として進めることについて
 - ・後者は前者が実現していないことによって生じているという理解が必要。
 - ・「基本構想WGにおける検討について」の部分で記したように、「ポスト202030」が掛け声倒れにならないように、202030未達の原因を徹底的に洗い出すべき。
- 「第4次基本計画では、『男性中心型労働慣行等の変革』に焦点を当てていたが、第5次基本計画では、従来型の働き方のみにとどまらず、暮らし方や生活も含めた変革を通じて、男女が共に仕事以外の多様な活動に参画できる社会を目指すべきことを打ち出す。」ことについて
 - ・男性中心型労働慣行の変革は第4次基本計画の目玉であったはず。長時間労働の問題等、男性中心型労働慣行の問題性が解決されているとは思えない。第5次基本計画において男性中心型労働慣行という言葉を削除することには反対。
 - ・男女を問わず、男女共同参画のメリットを打ち出すときには、個人を中心に置くべき。生き方が多様化している現在、育児や家族を強調すべきではない。

第4回 第5次男女共同参画基本計画策定専門調査会 意見

令和2年4月14日

第5次男女共同参画基本計画策定専門調査会

原 健一

- ◎ 今後の男女共同参画の取組みをさらに進めるために、事務局案にあるように、「男女共同参画の実現に向けた取組を一段と加速すること」と「支援を必要とする女性が誰一人取り残されないようにすること」を両輪として取組みを進めることはとても良いと思います。このことを踏まえ、これまでの取組以上に具体的な成果につながることを期待します。また、計画の構成案についても適当な変更と考えました。重要なことは、計画実現に向けて省庁間を横ぐしで刺したような連携体制が進むことが重要であり、地方自治体の模範となることを期待します。

その上で、資料1基本構想ワーキンググループにおける検討状況の、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」において、特に政治分野のポジティブアクションについて、議員の男女比の差について改めて問題提起をして女性議員が増えるようロードマップを示すことが重要と考えます。また「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」では、固定的な性別役割分担意識からの脱却と非正規雇用の男女比の解消及び多様で柔軟な働き方が雇用形態に関わらずできるようあらゆる業種の働き方改革の視点をしっかり盛り込んでほしいと思います。

資料2人材・意識ワーキンググループにおける検討状況「教育を通じた意識改革、理解の促進」のジェンダー教育について、地域の男女共同参画センター等からの講師派遣などの支援の前に、学校教育において受け入れられやすいよう指導要領に沿った性教育やエビデンスに基づいた教育プログラムを示し、ジェンダー教育を他人事とならないような教職員へのアプローチが必要と考えます。「男性にとっての男女共同参画」では、現在自治体等で行われている男性相談の調査を行い、特に電話相談の内容、質に踏み込み、具体的な支援が必要なケースの発見等効果的な男性相談のあり方について検討が必要と考えます。

資料4安全・安心ワーキンググループにおける検討状況の中ほどに、胎児期の環境が成人病のリスクに・・・と書いてありますが、これに加えて「小児期の逆境体験が将来の様々な疾患につながっていることも表記できないでしょうか。(アメリカにおけるACE研究成果の引用など)

「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、まずは相談員の待遇改善や有資格化も

重要ですがその支援者としての適正や質についても検討する時期に来ていると思います。熱意だけでは二次被害を出してしまうリスクがあるだけでなく、他機関からの信頼に関わる問題でもあり、連携を阻害している事例も見えています。また、中長期的な支援にトラウマケアが欠かせないことの記載は良いのですが、一方、終結扱いにして相談機関との関係が切れたために新たな問題が起きても相談につながらず支援からこぼれ落ちてしまうことがこれまでも多くあったと見えています。市町村の見守りだけでなくアウトリーチの取組が重要であることも記載してほしいと思います。

【資料1】安心・安全ワーキンググループ

「障害を通じた女性の健康支援」

・「女性の就業者の増加に伴い、各企業において～」

→本件について、単純に「健康に関する理解」とするのではなく、
以下のように具体的に記載をお願いできればと思います。

▶「産後の復帰に掛かる、当事者の研修及び管理職の研修。またその他
不妊治療や更年期などの研修を管理職向けに実施することを企業に求める」

【資料1】基本構想ワーキンググループ

推進体制の整備・強化

・「ジェンダーの予算やジェンダー統計も重要だが～活用して分析し、～」

→本件について、ジェンダーや女性活躍の分析方法について、
ある程度一定の分析方法などを公開していく（管理職比率だけではないもの）
が必要と考えています。

女性の比率などの数値を公開するのではなく、その数値が出ていることが
企業のどの段階に位置するのか。それをどのように改善していけば良いかなどを
作成していく必要があると考えます。

101名以上の従業員がいる企業に求める上で、このような基本設計の作成の
必要性をご検討いただければと思います。

第5次基本計画策定専門調査会

「第5次基本計画の特色」および「第5次基本計画の構成」に対する意見

令和2年4月14日

お茶の水女子大学 室伏きみ子

「特色」につきましては、重要な点が吟味・集約されていると思いますので、ご提案の通りで、結構です。

「構成」につきましても、会議での皆さまのご意見を取り込んで下さり、順番等にも配慮・工夫して頂きましたので、特に問題ないと思います。

1. 基本構想ワーキンググループにおける検討状況 について

□ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・

進んでいる分野、業界、進んでいない分野・業界を精査し、ある所で進んだ理由を調査し、進んでいない分野でどのように応用するかを示すようにしたらどうか。

・ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

正規雇用－非正規雇用だけでなく、総合職－一般職の区別を問題にすべきでは。

事実上、一般職－女性だけになっていること自体が問題ではないか。

それは、フライトアテンダントや受付など、女性職が存在することが問題なのでは、今まで、女性職とみなされていた分野での男性の進出を促進すべきでは

2. 人材・意識ワーキンググループにおける検討状況

若い女性に、専業主婦、一般職志向が広がっている理由を調査し、対策すべきでは

4. 安全・安心ワーキンググループにおける検討状況

これは、基本計画だけではないですが、新型コロナウイルスの広がりに関して（DV 部会でも意見具申申し上げます）

接客サービス業に就いている非正規、もしくは、契約女性はたいへん立場が弱い。

今回のような事が起きると、一番に切り捨てられ、貧困化が懸念されるので、何か恒久的な対策が必要かと思えます。

全体に関して

セクシュアルハラスメントの問題を、どこに重点的に書くのか示して欲しい

特に、職場以外、就活や取引先など職場関連の場、教育実習など広く教育の場

更に、施設での入所者から介護者へのハラスメントなども取り上げて欲しい。

教育、意識啓発だけでなく、相談体制の充実など。

席上配付資料について

基本方針全面的に賛成いたします。

1. 加速するためには、うまく言った領域、部分はなぜうまくいったか、そうでない所はどうして進まなかったのかという検証は必要だと思います（時間がないですが）。うまく進んだ部分での好事例を紹介し、マニュアル化したらいかがでしょう。

2. 私が主査の部分でもありますが、非正規雇用や地方の中小、零細企業、そして、フリーランスなど、従来の正規雇用の枠組みから取り残されている職業のひとたちへの配慮。

母子世帯だけでなく、父子家庭、同性愛カップルや再婚家族などに関する様々な支援が

必要かと思えます。

よろしくご検討のほどお願いします。

席上資料1について

1. 「従来型の働き方のみにとどまらず、暮らし方や生活も含めた変革を通じて、男女が共に仕事以外の多様な活動に参画できる社会を目指すべきことを打ち出す。」

従来型の働き方のみ→従来型の働き方変革のみにとどまらずでしょうか？

人生100年時代、仕事の在り方は変容し地域活動、プライベートがより混ざり合い、一人複役の社会を意図するならば賛同する。

一方、従来型の働き方の変革の働き方の射程範囲は懸念が残ります。従来型の男性中心型労働慣行等の変革の「等」に含まれている可能性があるがこれまでの議論の中心は、正規・非正規雇用に関する点が占めていた。他方この1-2年で副業・兼業・複業に関する話題がメディアでも上るようになってきている。それに伴い雇用類似、業務委託やフリーランス、自営などさらなる働き方の多様化が進んでおり、新型コロナウイルスの助成においても大きく取り上げられた点である。女性が一定以上の割合を占めるとともに特有の問題も生じることが懸念されるため「等」表現にとどめることで漏れがないような記載が望ましいのではないかと。

2. 地域における意識・取組の浸透と若者世代へのアプローチについて

女性が進学や就職にあわせて都市圏（特に東京）に流入するのは、地方圏に比べ女性が活躍しやすい場と認識されている可能性が高い。地域組織はもちろん地方を拠点とする中小企業の女性リーダー増やテレワークなど働きやすい環境の推進は一層望まれる。

上記1を意識し、基本方針ならびに資料2の第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍の書き込みをしていただきたい。

第5次男女共同参画基本計画の特色と構想に対する意見

令和2年4月14日
第5次基本計画策定専門調査会
渡辺美代子

第5次男女共同参画基本計画の特色について

1. 第4次基本計画の反省を基盤とすること
 - ・「男女共同参画の実現に向けた取組を一段と加速すること」の「一段と加速」の根拠が不明、これまでやってきたことの何が達成できて、何が達成できなかったのか、その原因は何なのか、その反省なくして更に加速する根拠が見えない
 - ・細かい達成と未達成を書くのではなく、全体を把握し、根本的問題を明確にした上で第5次基本計画を考えるべき、特に全体として2020年に30%達成ができなかったことについての言及が必要

第5次男女共同参画基本計画の構成について

1. 第7分野 生涯を通じた女性の健康支援
 - ・タイトルを「生涯を通じたスポーツの実践と健康支援」に変更することが適当
 - ・生涯の健康維持には多様なスポーツ実践が重要な役割を果たす、東京オリンピック・パラリンピック2020をよい機会と捉え、スポーツの実践と健康支援をセットで行うことが効果的
 - ・この課題は女性だけでなく、男性にも共通、またLGBTや障害者等多様な人々に多様なスポーツ実践と健康支援が必要
2. 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進
 - ・タイトルを「危機的状況における男女共同参画の推進」に変更することが望ましい
 - ・防災・復興だけでなく、感染症による社会の危機に対する対応と、その危機が去った後の復興が大きな課題、災害も感染症も共に危機的状況に対する緊急の対応と復興が共通の課題
 - ・危機的状況においては、社会のリーダーの多数派である男性が中心となって方針や政策が決まる傾向があるため、女性を含めた少数派の意見を入れることが重要